

呉市親と子のすこやかガイド官民協働発行业者募集要領

1 趣 旨

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊産婦を対象とした、子育て支援に関する情報を掲載した情報誌「呉市親と子のすこやかガイド令和4年度版」及び「呉市親と子のすこやかガイド令和5年度版」（以下「すこやかガイド」という。）を、企業等の広告（以下「広告」という。）を活用して呉市と民間事業者等（以下「事業者」という。）が協働で発行するに当たり、すこやかガイドの発行に関する企画提案を公募し、事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業名

「呉市親と子のすこやかガイド」官民協働発行业者

(2) 作成の内容及び作成期間

ア 「呉市親と子のすこやかガイド令和4年度版」

(ア) 作成部数 2, 500部

(イ) 作成期間 協定締結の日から令和4年3月25日まで

(ウ) 発行 令和4年3月

(エ) 配布期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

イ 「呉市親と子のすこやかガイド令和5年度版」

(ア) 作成部数 2, 500部

(イ) 作成期間 令和4年4月1日から令和5年3月24日まで

(ウ) 発行 令和5年3月

(エ) 配布期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 事業内容

内容については、令和3年度版「呉市親と子のすこやかガイド」に準ずる。なお、冊子の規格、構成等の仕様は、別紙1「呉市親と子のすこやかガイド仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 費用の負担

企画、編集、印刷、製本及び納品など、すこやかガイドの作成等に要する一切の費用は、事業者が集める広告及びその他の収入により賄うものとし、本市は一切の費用を負担しないものとする。

4 応募資格

この企画提案に応募できるのは、次に掲げる事項をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (3) 呉市契約に係る暴力団排除措置要領に規定する暴力団等でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 類似業務の地方公共団への納品実績を過去5件以上有するものであること。

5 スケジュール

- (1) 募集期間 令和3年7月28日（水）から令和3年8月27日（金）
- (2) 募集書類提出期限 令和3年8月27日（金）午後5時まで
（申込書，提案書等）
- (3) 質問書受付期限 令和3年8月19日（木）午後1時まで
- (4) 質問書回答 令和3年8月23日（月）午後5時まで
- (5) 選定結果通知 令和3年9月上旬から中旬
- (6) 協定締結 令和3年9月中旬から下旬

6 交付資料

交付資料は、呉市ホームページに掲載

- (1) 呉市親と子のすこやかガイド官民協働発行事業者募集要領
- (2) 呉市親と子のすこやかガイド仕様書
- (3) 申込書（様式第1号）
- (4) 提案書（様式第2号）
- (5) 質問書（様式第3号）

7 申込書等の提出

- (1) 提出方法
持参又は郵送によること。
- (2) 提出期限
令和3年7月28日（水）から令和3年8月27日（金）午後5時まで
ア 持参
土曜日，日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで
イ 郵送
特定記録郵便等で，提出期限までに必着のこと
- (3) 提出場所

問い合わせ先と同じ

(4) 提出書類

- ア 申込書（様式第1号）
- イ 提案書（様式第2号）
- ウ 法人の場合は、会社概要（パンフレットなど）及び役員名簿
個人事業者の場合は、身分証明書（免許証）の写し
- エ その他必要書類（提案書作成要領の指示に従って提出するもの）
 - (ア) 類似業務の実績を示す資料
 - (イ) 冊子見本
 - (ウ) 事業者の広告掲載方針
 - (エ) 納期までの作業スケジュール

(5) 提出部数

提案書（提案書作成要領の指示に従って提出する資料を含む。） 8部
その他の書類は各1部

(6) その他

提出された書類は、受付後の返却はしない。

8 質問書の受付と回答

- (1) 企画提案書の作成方法及び事業の内容について、質問がある場合は、次により質問書（様式第3号）を提出すること。

- ア 提出先 問合せ先に同じ（呉市福祉保健部保健所地域保健課 健康増進グループ）
- イ 提出方法 電話連絡のうえ、ファクシミリ又は電子メールで提出
- ウ 提出期限 令和3年8月19日（木）午後1時まで※必着

- (2) 質問に対する回答は、令和3年8月23日（月）午後5時までに、呉市ホームページに随時掲載する。

9 選定方法

- (1) 応募者から提出された書類等に基づき業務実績、現実性、信頼性などを総合的に評価し、1事業者を選定する。
- (2) 選定方法は、呉市親と子のすこやかガイド官民協働発行事業者選定委員会「以下「委員会」という。」において、審査項目ごとに企画提案内容の評価を採点方式により行う。
- (3) 採点は、別紙2「呉市親と子のすこやかガイド官民協働発行事業者審査基準」に従い、6人の委員会委員が1人100点満点で審査し、6人の合計点数の高い者を事業者として選定する。
- (4) 応募者が1事業者のみの場合は、審査項目の要件を満たしていることをもって、その者を協働事業者として決定する。

- (5) 選定の結果は、応募のあったすべての応募者に通知するとともに呉市ホームページにおいて、選定結果を公表する。なお、審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。

1 0 協定

選定された事業者と当該事業の内容について協議を行い、協定を締結する。

1 1 その他

- (1) 本事業にかかる提案書の作成、提出等に要する一切の経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) すこやかガイドの呉市編集部分は、事前に呉市と協議し、呉市の承諾後に製作すること。また、広告を掲載するにあたり、広告内容は呉市と審査協議の上、掲載すること。
- (3) 印刷を事業者自ら行わない場合は、呉市の競争入札参加資格者名簿に登録されている業者のうち、呉市内に事業所・営業所等を持つ者に発注すること。
- (4) 事業者は、すこやかガイドの配布に際し第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合は、すべての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応すること。
- (5) 呉市は、すこやかガイドの配布途上、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、配布を中止することができる。その場合、事業者は、すこやかガイドを回収するとともに、代替えのすこやかガイドを呉市に提供すること。

1 2 問い合わせ先

〒737-0041 広島県呉市和庄1丁目2番13号 すこやかセンターくれ5階

呉市福祉保健部保健所地域保健課 健康増進グループ

電 話 0823-25-3540

F A X 0823-24-6826

Eメール tiihoke@city.kure.lg.jp